

23公立東京給第619号

平成23年7月8日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
大原 正行
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した組合員等の
災害に係る取扱いについて（その2）（通知）

このたびの地震で被災された皆様、退避されている皆様に心からお見舞い申し上げます。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」といいます。）及び関係政省令において、地方公務員等共済組合法の特例措置が設けられ、必要な諸規定が整備されました。

組合員及び被扶養者の皆様の災害に係る取扱いについては、平成23年4月13日付23公立東京給第92号で通知したところですが、今般、上記の特例措置について公立学校共済組合本部から通知がありましたので、下記のとおり通知します。

各所属所におかれては、速やかに組合員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診

このたびの地震により被災された方が、組合員証、組合員被扶養者証及び高齢受給者証（以下「組合員証等」といいます。）を紛失又は家庭に残されたまま避難した場合は、保険医療機関等の窓口で、「氏名」、「生年月日」、「勤務先の名称」を申し出ること、組合員証等を提示することなく受診することができる取扱いとしてきたところですが、平成23年7月1日以降は、原則として通常どおり組合員証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなりました。

被災により組合員証等を紛失等した方が、なお組合員証等の提示ができない場合については、平成23年7月1日以降も保険医療機関等の窓口で、「氏名」、「生年月日」、「勤務先の名称」を申し出ること、組合員証等を提示することなく受診することは可能ですが、速やかに組合員証等の再交付の申請を行い、組合員証等の再交付後、保険者番号及び組合員証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するようにしてください。

2 組合員証等の再交付【申請先：給付貸付課資格係】

被災により組合員証等を紛失した場合で、所属所を経由して再交付申請を行うことが困難な場合には、直接、公立学校共済組合東京支部に対して再交付の申請を行ってください。

3 保険医療機関等での一部負担金等の免除

特定被災地域（次の1及び2の区域をいいます。以下同様。）（地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象です。）にお住まいの方であって、次の①から⑧までのいずれかの状態となった方は、6月末日までに保険医療機関等で受診された場合について、その旨を申し出ること、一部負担金等を保険医療機関等の窓口でお支払いいただく必要なし（猶予）とする取扱いとしていましたが、当該一部負担金等の支払いについては、既に猶予としているものを含め、免除とすることになりました。

特定被災地域（法第2条第3号に規定する区域）
1 災害救助法の適用市町村（東京都の地域を除く。）（別表1）
2 被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、一部の市町村（別表2）
① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方
② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止した方
⑤ 主たる生計維持者が失職し現在収入がない方
⑥ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った方（別表3）（別表4又は別表5）
⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方（別表5）
⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている方（別表6）

4 一部負担金等の免除の期間

平成23年3月11日（上記3の⑥、⑦及び⑧については、指示のあった日。）から平成24年2月29日（入院時食事療養費等の標準負担額の免除については、厚生労働大臣が定める日までとされており、当面、平成23年8月31日）までの間。ただし、上記3の③については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間、上記3の⑥、⑦及び⑧に該当する場合には、当該免除期間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間。

5 免除の対象となる一部負担金等の範囲

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。差額ベッド代や、職務上又は通勤途上の災害により受診した場合などについては、免除の対象には含まれません。

- 一部負担金
- 入院時食事療養費等の標準負担額
- 一部負担金や入院時食事療養費等の標準負担額に相当する自己負担額

6 保険医療機関等での一部負担金等の免除（平成23年7月1日から）

（1）一部負担金等免除証明書の提示

平成23年7月1日以降は、一部負担金等の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、公立学校共済組合東京支部が交付した「一部負担金等免除証明書」を組合員証等（保険調剤薬局にあっては処方せん）とともに提示する必要があります。

免除の対象となる方は、全国どこの保険医療機関等で受診しても、一部負担金等の免除を受けることができます。

（2）一部負担金等免除証明書の交付申請【申請先：給付貸付課資格係】

一部負担金等免除証明書の交付を受けるには、「一部負担金等免除申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、別表の証明書類を添付の上、所属所を經由して（所属所を經由することが困難な場合には、直接、）公立学校共済組合東京支部に対して交付の申請を行ってください。

なお、被保険者証等やり災証明書等、証明書類の入手が困難な場合には、証明書類が添付できない理由等を免除申請者が申請書に記入して申し立ててください。この場合、申請者の所属所長、親族又は知人等関係者による証明を受けた上で申請するようにしてください。

（3）免除認定と一部負担金等免除証明書の交付

免除要件の判断を行った後、免除認定された方については、「一部負担金等免除証明書」（別紙様式2）を個人単位で交付いたします。

（4）一部負担金等免除証明書の有効期限

平成23年7月1日以降の発行の日から平成24年2月29日（入院時食事療養費等の標準負担額の免除については、厚生労働大臣が定める日までとされており、当面、平成23年8月31日）まで。

7 既に支払った一部負担金等の還付

（1）一部負担金等の還付の要件

次に該当する方は、公立学校共済組合東京支部に申請することにより、既に保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について還付を受けることができます。

- ① 平成23年6月30日までの支払猶予期間に上記3のいずれかの要件に該当していたが、一部負担金等を支払った方
- ② 平成23年7月1日以降、一部負担金等免除証明書の交付を受けていない等、次のいずれかの理由により、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等の窓口提示しなかったことがやむを得ないと認められる方
 - ア 一部負担金等の免除等を受けられることを知らなかったため
 - イ 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため
 - ウ 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため
 - エ その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口免除証明書の提出ができなかったため

(2) 一部負担金等の還付申請【申請先：給付貸付課短期給付係】

一部負担金等の還付を受けるには、「一部負担金等還付申請書」(別紙様式4)に必要な事項を記入し、保険医療機関等が発行した領収証の原本又は一部負担金等の額を確認することができる書類の原本を添付の上、所属所を経由して(所属所を経由することが困難な場合には、直接、)公立学校共済組合東京支部に対して還付の申請を行ってください。

一部負担金等還付申請書は、療養を受けた者(受診した方)及び療養を受けた保険医療機関等ごとに記入してください。例えば、組合員とその被扶養者2名の計3名の方が、それぞれ、保険医療機関を受診し保険調剤薬局で調剤を受けた場合は、3名×2か所=6枚となります。

なお、一部負担金等免除証明書の交付前に、一部負担金等の還付申請をするときは、一部負担金等の免除申請を同時に行ってください。【この場合の申請先：給付貸付課資格係】

(3) 留意事項

一部負担金等の還付申請前に、高額療養費等が支給されているときは、その支給額を控除した額を還付します。また、高額療養費等の支給前に、一部負担金等を還付したときは、高額療養費等は支給されませんので御注意ください。

8 死亡に係る給付の特例

災害等により行方不明となり死亡が明らかでない方については、通常、その死亡の原因となる危難が去った1年後に失踪宣告が行われるまで死亡が確定しませんが、このたびの地震により行方不明となった方のうち、次の①又は②に該当する方については、地方公務員等共済組合法の死亡に係る給付(埋葬料、支払未済の給付等)の適用に当たっては、地震が発生した日(平成23年3月11日)に死亡したものと推定する特例措置が設けられました。該当する方については、速やかに御連絡ください。

① 3か月の間生死が分からない場合

② その方の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合

仮に死亡推定されるまでの間、家族等が既に受けた短期給付については、短期給付に係る保険関係は有効に成立していたものとして取扱い、返還不要といたします。

なお、死亡推定後に生存が判明した場合には、給付の決定は取消しとなり、既にお支払いした分については返還いただくこととなりますのでご留意願います。

9 災害見舞金等の給付

災害見舞金等の給付については、平成23年4月13日付23公立東京給第92号でお知らせしたところですが、各市町村における災証明書の発行状況等を踏まえ、改めてその概要、請求手続き等をお知らせします。

(1) 概要

非常災害により組合員の住居や家財に一定以上の損害が生じたときは、「災害見舞金」及び「災害見舞金附加金」(以下「災害見舞金等」といいます。)を支給します。

この給付は、別居している被扶養者の方の住居も対象となります。被扶養者の住居のみが

対象となる場合については、組合員の住居及び家財の一部として判断します。

災害見舞金等の支給に当たっては、原則として現地調査を行った上で損害の程度を認定し、支給の有無・内容を決定することとなります。

災害見舞金等の支給条件や給付額については、「福利厚生ハンドブック（平成23年3月）」55～56ページをご覧ください。

(2) 災害見舞金等の請求手続き **【連絡及び請求先：給付貸付課短期給付係】**

このたびの地震により住居又は家財に損害を受けた方は、速やかに所属所を經由して（所属所を經由することが困難な場合には、直接、）公立学校共済組合東京支部にり災の状況を御連絡ください。連絡が遅れますと、損害程度の確認が困難となり不利益となる場合がありますので、十分御注意ください。

既にり災の御連絡を受け、現地調査等を行い、災害見舞金等の支給対象となる一定以上の損害が生じているものと公立学校共済組合東京支部が判断した方については、請求書及び提出書類について順次御連絡を行っておりますので、いましばらくお待ちください。

(3) 留意事項

各市町村において、り災証明書の発行が進んでいる中で、り災証明書における損害程度の認定が変更される事例が発生しております。特に、このたびの地震における地盤の液状化被害等の実態を踏まえ、内閣府において災害に係る住家の被害認定基準の運用指針の見直しが行われたことに伴うものが多く見受けられます。

このため、次の事例に該当する場合には、災害見舞金等の支給対象となる場合が考えられます。まだ御連絡をいただいていない方、既に御連絡をいただいた方で災害見舞金等の支給対象となる損害には当たらない旨一度御説明させていただいた方のうち、次の事例に該当する場合は、速やかに御連絡ください。

- ① り災証明書が発行され、り災程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のいずれかの場合（住家の全半壊、全半焼が確認できる場合）
- ② り災証明書が発行され、り災程度が「一部損壊」であったが、その後、「全壊」「大規模半壊」「半壊」のいずれかに変更となった場合
- ③ り災証明書が発行され、り災程度が「一部損壊」であったが、損害箇所を原形に修復するのに要する修繕費用の見積額が高額となった場合

(4) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故にかかる災害見舞金の給付について

原子力災害対策特別措置法の規定による、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があった日において、警戒区域（別表4）並びに計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（別表5）（以下「避難区域等」といいます。）に住居を有しており、当該指示を受け住居の移転を要した場合については、外見上の住居の損害にかかわらず、「住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき」と同程度の損害の程度となります。被扶養者の住居のみが対象となる場合については、組合員の住居及び家財の一部として判断します。

「住居の移転」とは、避難所等への移転や一時的な転居を除き、現に住居の移転をしている場合をいい、現に住民票の異動を伴わなくとも差し支えないものとします。また、避難所等に避難している方が住居の移転をする場合又は避難区域等が今後拡大する場合においても、上記と同様の取扱いとします。

上記に該当する方についても、速やかに御連絡ください。

なお、避難区域等の区域外に住居を有する方が自主的に避難した場合については、災害見舞金等の対象とはなりません。

10 災害対策事業資金等の給付

(1) 支給要件

災害見舞金等の支給対象となった方のうち、次の①から③までのすべてに該当する場合は、「災害対策事業資金」を支給します。

さらに、次の④に該当する場合は、このたびの災害の被災状況が極めて甚大かつ深刻であり、被災地域が広範囲であることを勘案し、従来から実施している災害対策事業資金に加え、「特別災害対策事業資金」を支給します。

- ① 風水害、地震などの災害により、住居又は家財に損害を受けた。
- ② 災害救助法が発動されその対象地域である。また、対象地域外でも、災害救助法が発動された事由と同一の事由により損害を受けた。
- ③ 災害見舞金等の支給対象となる。
- ④ このたびの地震により災害対策事業資金の支給対象となる。

(2) 支給額

災害対策事業資金 3万円

特別災害対策事業資金 7万円

(3) 請求手続き

災害見舞金等の決定を受けて支給しますので、請求手続きは不要です。

なお、災害見舞金等が支給された後の支給手続きとなりますので、災害対策事業資金等が支給されるまで1～2か月かかります。

11 貸付関係

被災組合員に対する貸付事業の特例について新たに規程が制定されました。平成23年6月27日付23公立東京給第512号により各所属所長あてに「東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の制定について」を通知しましたので、詳細についてはそちらをご覧ください。

【概要】

(1) 特例住宅災害貸付け

東日本大震災等により、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合で、新築等をするために資金を必要とする場合に申し込むことができます。

(2) 償還中の住宅貸付けなどにかかる貸付利率の低減

住宅貸付けまたは住宅災害貸付けを償還中の方が、東日本大震災等により、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合には、申出により償還中の貸付けに係る貸付利率の低減の適用を受けることができます。

(3) 償還猶予

希望により最長5年間、元金の償還猶予を受けることができます。元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付に応じた利息のみを返済していただく制度です。償還猶予を選択した場合には、償還猶予を選択しなかった場合と比べて、償還猶予期間中に支払う利息分だけ負担が増えることになります。

12 問い合わせ先

不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

(1) 保険医療機関等での受診に関する事	}	公立学校共済組合東京支部
(2) 一部負担金等の免除及び還付に関する事		給付貸付課
(3) 災害見舞金等の給付に関する事		短期給付係 03-5320-6827
(4) 死亡に係る給付の特例に関する事		
(5) 一部負担金等免除証明書の交付に関する事	}	資格係 03-5320-6826
(6) 組合員証等の再交付に関する事		
(7) 貸付けに関する事		貸付係 03-5320-6823
(8) 災害対策事業資金等の給付に関する事		福利厚生課 厚生係 03-5320-6821

13 申請書等の送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

公立学校共済組合東京支部 (担当課・係名を明記してください。)

(別表) 免除の要件と証明書類

免除の要件	証明書類
① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。）であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの	○ 市町村等の交付する、住家の全半壊、全半焼が確認できる「り災証明書」「被災証明書」の写し。 ○ り災証明書の交付を受けることが困難である場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に関する書類の写し
② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの	ア 「り災証明書」「被災証明書」の写し（主たる生計維持者の死亡にかかる記載がある場合） イ 死亡診断書の写し ウ 死亡診断書のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し エ 警察の発行する死体検案書の写し オ 埋葬許可証の写し カ り災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し ※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合 ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証等の写し イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し
③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明であるもの	○ 警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるもの
⑥ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの	○ 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの ※ 組合員等の住所として現に届け出ている住所が、避難指示等の対象地域になっている場合は、書類の添付は必要ありません。
⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの	
※ その他上記の①から⑤までに準ずる者として公立学校共済組合東京支部が認めたもの (注) 長期避難世帯とは、津波、宅地の流動化現象等で危険な状態が継続することにより、その居住する住宅が長期にわたり居住不能となることが見込まれると認定された世帯をいいます。	例1：被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属している者 ○ 市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し 例2：平成23年3月11日の時点で、単身赴任や勉学等により特定被災区域に家族とともに居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更した方 例3：特定被災区域に居住していないが、大震災による直接の被害を受けた方 ○ 該当する場合には、個別に御相談ください。

(注) 上記3の④主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止した方、⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない方、⑧特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている方に該当する場合には、個別に御相談ください。

(別表 1)

災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）（政令第 2 条第 1 項関係・別表第 2）

都道府県	市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全 3 4 市町村
宮城県	全 3 5 市町村
福島県	全 5 9 市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、いたこし、ひたちおおみやし、かすみがうら市、桜川市、かみすし、なめがたし、ほこたし、おみたまし、ひがしいばらきぐんいばらきまち、ひがしいばらきぐんおあらいまち、ひがしいばらきぐんしろさとまち、なかぐんとうかいむら、くじぐんだいごまち、いなしきぐんあみまち、なかし、いなしきぐんみほむら、いなしきぐんこうちちよう、ちくせいし、いなしきし、きたそうまぐんとねまち、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(注 1) 東京都の一部地域（東京 2 3 区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、武蔵野市）は、災害救助法が適用されていますが、保険医療機関等での一部負担金等の支払免除の対象となる地域には含まれません。

(注 2) 千葉市における災害救助法の適用区域は美浜区のみですが、災害救助法の適用市町村として千葉市全域が対象となります。

(注 3) 平成 2 3 年 3 月 2 4 日 1 8 時 0 0 分現在 のものです。

(別表 2)

被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、以下の市町村（政令第 2 条第 2 項関係・別表第 3）

都道府県	市町村
青森県	<small>みさわし</small> <small>さんへぐんほしがみちよう</small> 三沢市、三戸郡階上町
茨城県	<small>こがし</small> <small>ゆうきし</small> 古河市、結城市
栃木県	<small>あしがし</small> 足利市
千葉県	<small>ちようしし</small> <small>いちかわし</small> <small>ふなほしし</small> <small>まつどし</small> <small>なりたし</small> <small>さくらし</small> <small>とうがねし</small> <small>やちよし</small> 銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、 <small>いんざいし</small> <small>とみきとし</small> <small>いんぼぐんし</small> <small>すいまち</small> <small>いんぼぐんさかえまち</small> <small>かとりぐんたこまち</small> <small>かとりぐん</small> 印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡 <small>とうのしょうまち</small> <small>さんぶぐんよこしばひかりまち</small> 東庄町、山武郡横芝光町

(別表3)

原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域

指示	対象地域
避難のための立退き	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内 (平成23年3月12日18時25分) ※ 現在、警戒区域の指示の対象となっています(別表4)。
	東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内 (平成23年3月12日17時39分) ※ 現在、警戒区域又は緊急的避難準備区域のいずれかの指示の対象となっています(別表4又は別表5)。
屋内への退避	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上 30キロメートル圏内(平成23年3月15日11時00分) ※ 屋内退避指示解除(平成23年4月22日9時44分) ※ 現在、一部の地域を除き、計画的避難地域又は緊急的避難準備区域の指示の対象となっています(別表5)。
	屋内退避指示解除後、いずれの指示の対象にもなっていない地域 いわき市の一部、 ^{たむら} 田村市の一部 ※ 一部負担金等の免除は、平成23年6月30日までに受けた 診療分までとなります。

指示のあった日	対象地域
平成23年3月11日	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径10キロメートル圏内
平成23年3月12日	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径10キロメートル以上 20キロメートル圏内
平成23年3月12日	東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内
平成23年3月15日	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上 30キロメートル圏内

(別表4)

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域(平成23年4月21日11時00分)

警戒区域(福島第一原子力発電所20km圏域)設定範囲

問い合わせ先 原子力災害現地対策本部 広報班 電話024-521-7837

市町村	大字等	字	備考	
みなみそうまし 南相馬市	原町区小沢			
	原町区堤谷			
	原町区江井			
	原町区下江井			
	原町区小木迫			
	原町区小浜のうち間形沢を除く			
	原町区雫	袖原		
	原町区大甕	田堤		
		森合東		
		森合		
		観音前		
	原町区米々沢			
	原町区高	高田		
		山梨		
		町田		
		北ノ内		
		花木内		
		北川原		
		館ノ内		
		弥勒堂		
		薬師堂		
		御稻荷		
		鍛冶内		
中平				
原				
大久保前				
権現壇				
高林				
原町区鶴谷				
小高区全域				

ふたばぐんなみえまち 双葉郡浪江町	井手		
	請戸		
	牛渡		
	大堀		
	小野田		
	小丸		
	加倉		
	苧宿		
	川添		
	川房		
	北幾世橋		
	幾世橋		
	権現堂		
	酒井		
	酒田		
	末森		
	高瀬		
	田尻		
	立野		
	棚塩		
中浜			
西台			
昼曾根			
樋渡			
藤橋			
室原			
両竹			
谷津田			
ふたばぐんふたばちょう 双葉郡双葉町	全域		
ふたばぐんおおくまちょう 双葉郡大熊町	全域		
ふたばぐんとみおかしょう 双葉郡富岡町	全域		
ふたばぐんならほまち 双葉郡檜葉町	全域のうち山田浜の一部、山田岡の一部、下小埞の一部、上小埞の一部及び大谷の一部を除く		
ふたばぐんかつらおむら 双葉郡葛尾村	葛尾	村道柏原・阿掛線、主要地方道浪江・三春線、村道野行・岩角線より東側	
	落合	村道大放・岩角線、林道大放・石黒線より東側	

<small>ふたばぐんかわうちむら</small> 双葉郡川内村	上川内	国道399号より東側	
	下川内	国道399号、下川内竜田停車場線より東側のうち、坂シ内(湯舟沢を除く)、館ノ下、根岸、砂田、原、平沢、北川原、熊ノ坪、小田代を除く	
<small>たむらし</small> 田村市	都路町古道	小滝沢	石黒集落を除く
		横山	戸屋集落を除く
		鳥伏	
		下ノ久保	
		尾ノ川	
		下ノ原	
		前田	
		番坊	
		上野前	
		権七田	
		下ノ前	
		稲葉下	
		八小屋	
		仲ノ前	
		申酉	
		鍛冶屋前	
		場々	
		柳沢	
		川向	
		反田	
南作			
荻田			
国有林	林道大放石黒線より東側(阿園平を除き、小滝沢を含む) 国道288号より南側に分岐した国道399号より東側		

(別表5)

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域（平成23年4月22日9時44分）

指示	対象地域
計画的避難区域	<p>平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）を除く以下の区域。</p> <p><small>ふたばぐんかづらおむら</small> 双葉郡葛尾村、</p> <p><small>ふたばぐんなみえまち</small> 双葉郡浪江町、</p> <p><small>そうまぐんいいたてむら</small> 相馬郡飯舘村、</p> <p><small>だてぐんかわまたちよう</small> 伊達郡川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班</p> <p><small>みなみそうまし</small> 南相馬市の一部：平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班</p>
緊急時避難準備区域	<p>平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）を除く以下の区域。</p> <p><small>ふたばぐんこうのちよう</small> 双葉郡広野町、</p> <p><small>ふたばぐんならばまち</small> 双葉郡柞葉町、</p> <p><small>ふたばぐんかわうちむら</small> 双葉郡川内村、</p> <p><small>たむらし</small> 田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部</p> <p><small>みなみそうまし</small> 南相馬市の一部：平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、計画的避難区域を除いた区域</p>

(別表6)

原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居(平成23年6月16日)

指示	対象地点
特定避難勧奨地点	伊達市における特定避難勧奨地点の設定について(平成23年6月30日) 伊達市 ^{だてし} 霊山町上小国の一部 30地点(32世帯) 伊達市 ^{だてし} 霊山町下小国の一部 49地点(54世帯) 伊達市 ^{だてし} 霊山町石田の一部 19地点(21世帯) 伊達市 ^{だてし} 月舘町月舘の一部 6地点(6世帯)

